

宮城県高等学校野球連盟 ボランティア活動規定

第1条（目的）

本規定は、宮城県高等学校野球連盟（以下「本連盟」という）が主催または関係する行事・大会運営において、ボランティアとして参加する者（以下「ボランティア」という）の活動内容、待遇、義務等について定め、円滑かつ安全な活動を推進することを目的とする。

第2条（活動内容）

ボランティアの活動内容は、以下のいずれかとする。

1. 会場設営・撤収補助
2. 入場者案内・受付業務
3. 会場内整理・誘導
4. 備品の管理・運搬補助
5. その他、本連盟が必要と認めた活動

第3条（活動期間・場所）

活動の期間および場所は、本連盟が指定する大会・行事に準ずるものとする。また、ボランティアの活動場所等の調整はその都度、各地区理事を通して調整するものとする。

第4条（応募資格・募集）

1. 18歳以上の高校卒業程度、もしくはその見込みがある者。
2. 原則として、複数年にわたって継続的に活動できる者。
3. 本連盟ホームページから募集し、新規で希望する場合は1月1日から3月31日までの期間に応募すること。

第5条（待遇）

1. 報酬は無償とする。
2. 交通費として、宮城県高野連の旅費規定に従い、当連盟が定める額を支給する（実費精算）。
3. 1年間の活動終了後、希望者には「ボランティア活動証明書」を発行する。

第6条（遵守事項）

- ボランティアは以下を遵守しなければならない。遵守事項が守られない場合は、本連盟のボランティアの資格を失う。
1. 本連盟の指示に従い、誠実に活動すること。
 2. 大会の運営や参加者の妨げとなる行為を行わないこと。
 3. 活動中は動画や写真等の記録を禁止する。また、知り得た個人情報等は第三者に漏らさないこと。

第7条（保険）

ボランティア活動中の事故等に備え、必要に応じて傷害保険への加入を行うものとする。保険料は本連盟が負担する。

第8条（免責）

活動中の不注意による自己責任の事故等については、本人の責任とし、本連盟は責任を負わないものとする。ただし、本連盟の過失によるものを除く。

第9条（規定の制定と改定）

本規定は、令和7年12月26日に制定する。必要に応じて本連盟の判断により改定することができる。